

川上小 体育施設開放にあたってのお願い

佐賀市立川上小学校 令和5年5月

1 借用の仕方

(1) 申請手続き

原則として1ヶ月までに申請書と許可書を学校で記入してください。

また、月途中や追加の申請の時は、使用者がいない場合について使用申請を許可しますが、1週間前には必ず申請書に記入した上で提出してください。

※ 申請後であっても、公共性が高い行事や団体等の要請を優先して使用の許可を変更することもあります。

(2) 申請後の調整

土・日曜日は使用団体が多いので利用が重複する場合は、団体間で連絡を取り合い、譲り合ったり、話し合ったりして円滑な利用にご協力ください。

(3) 開放手順

① 所定の駐車場に車をとめてください。

※ 小中学生や幼児がいる場合があるので、最徐行をしてください。

② 鍵ボックスから、体育館の鍵を取り出す。【鍵ナンバー： 】

③ 「2 利用上のルールとマナー」に則って、安全に使用してください。

※ 体育館のミーティングルームは、使用できません。

④ 使用後は、清掃・消灯・施錠して、鍵を鍵ボックスに戻す。（トイレの消灯要確認）

⑤ 交通安全に気を付けて帰られてください。

21:50には必ず消灯、21:55までには駐車場を出てください。

※ 最後に出られる場合は、門扉を閉める。

2 利用上のルールとマナー

(1) 利用全般について

① 利用者は、大人も子供も、出会う人たちへの挨拶励行に努めてください。

② 少年スポーツ使用時は、必ず大人の管理・監督の下で行ってください。

③ 駐車場でのおしゃべり、車の乗り入れの仕方等、近隣の迷惑にならないようにしてください。

(2) 飲食について

体育館では、水分補給以外の飲食はできません。

※ 適宜、水分補給を行い、熱中症等には十分に気を付けてください。

(3) ごみについて

ごみが出た場合は、必ず持ち帰ってください。

※ ゴミ箱があっても利用は控えてください。

(4) 練習試合・大会使用時について

大会等を開催する場合は、全参加団体についても責任をもって指導し、

最終チェック（ごみの持ち帰り・清掃等）まで責任をもって行ってください。

上記のことを守れない場合は、使用許可を取り消し、以後貸し出しはできません。